

平成24年第1回稲城市教育委員会定例会

1 平成24年1月31日、午前9時30分から稲城市役所6階603会議室において、平成24年第1回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
伊勢川 岩根
稲垣 弘子
城所 正彦
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

学校教育課長	松本 葉子
指導室長	千葉 正法
指導主事	細谷俊太郎
指導主事	竹之内 勝
学校給食	
共同調理場所長	小川 三男
生涯学習課長	伊藤 徹男
体育課長	吉野 正明
文化センター課長	秋和 広子
図書館長	宮崎 光弘

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課庶務係長	長崎 健
学校教育課庶務係	風間 浩子
学校教育課庶務係	市村 由紀

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- | | |
|----------|------------|
| (1) 日程第1 | 会議録署名委員の指名 |
| (2) 日程第2 | 会期の決定 |
| (3) 日程第3 | 教育行政報告 |
| (4) 日程第4 | 第1号請願 |

《憲法第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」憲法第20条2項「国及びその機関は、宗教教育、宗教活動もしてはならない」等々。上記の、憲法の基本的人権問題に鑑み、公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願書。》

- | | |
|----------|-------|
| (5) 日程第5 | 第1号議案 |
|----------|-------|

「稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

- る条例の一部を改正する条例の制定依頼について」
- (6) 日程第6 第2号議案
「稲城市立公民館条例の一部を改正する条例の制定依頼について」
- (7) 日程第7 第3号議案
「稲城市立図書館協議会条例の一部を改正する条例の制定依頼について」
- (8) 日程第8 第4号議案
「稲城市立学校給食共同調理場の給食費に関する規則の一部を改正する規則」
- (9) 日程第9 第5号議案
「採択・陳情の処理及び結果について」
- (10) 日程第10 報告事項
- ① 「稲城市立学校適正学区等検討委員会の中間報告書について」
 - ② 「稲城市立稲城第一小学校旧校舎建替等工事基本設計の概要について」
 - ③ 「(仮称)稲城市立南山小学校新築工事基本設計の概要について」
 - ④ 「(仮称)稲城市立南山小学校用地取得に係る財産価格審議会への付議について」
 - ⑤ 「複合施設ふれんど平尾改修工事設計の概要について」
 - ⑥ 「平成23年度『児童・生徒の学力向上を図るための調査』結果の概要」
 - ⑦ 「(仮称)稲城市立教育センターの概要について」
 - ⑧ 「平成24年度学校給食共同調理場の稼働表について」
 - ⑨ 「食物アレルギー対策専門部会報告書について」
 - ⑩ 「富永重芳氏からの寄附について」

委員長　それでは、ただ今から平成24年第1回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。前例に従いまして、委員長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、稲垣委員にお願いいたします。

次に、日程第2　「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

教育長から教育行政報告の申し出がございます。日程第3　「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

〔 教育行政報告 〕

学校教育課長　1. 平成23年度私立幼稚園就園奨励費補助金認定状況について
2. 平成23年12月分不登校による欠席児童・生徒数について
3. 平成23年度第3回稲城市立学校適正学区等検討委員会の開催について
4. 平成23年度稲城市学校保健会
5. 就学・入学通知書の発送について

指導室　1. 担当者事業について
2. 推進・連携事業について
3. 研修事業について
4. 学校訪問事業について
5. その他について
6. 教育相談所関係について
7. 教育センター関係について

学校給食
共同調理場　1. 第3・4回学校給食共同調理場運営委員会開催について
2. 衛生管理研修開催（調理場独自研修）について
3. 給食主任会開催について
4. 平成23年度　4月～12月の給食調理数について

生涯学習課　1. 社会教育委員関係について
2. 社会教育活動の振興について

3. 青少年委員関係について
4. 稲城ふれあいの森関係について
5. 青少年指導者養成事業について
6. 青少年育成地区委員会関係について
7. 芸術文化活動の振興について
8. 成人式について
9. 文化財の保護と普及について
10. 生涯学習推進事業について
11. 学校施設コミュニティ開放事業について
12. ふれんど平尾運営事業について
13. 放課後子ども教室支援事業について

体 育 課

1. 体育指導委員協議会関係について
2. 市立公園内運動施設管理運営について
3. 社会体育施設管理運営について
4. スポーツ教室について
5. 体力づくり運動推進事業について
6. 学校等開放について
7. 国体関係について
8. その他について

文化センター課

1. 会議について
2. 公民館主催事業の実施状況について
3. 児童館における事業の実施状況について
4. i プラザの主な主催事業の実施状況について
5. 平成23年12月文化センター課利用統計について

図 書 館

1. 市立図書館主催事業について
2. 中央図書館主催事業(SPC 運営)について
3. 分館主催事業について
4. 城山体験学習館の主な事業について
5. 地域との連携について
6. 緊急雇用対策事業について
8. 図書館の利用状況(平成23年12月)について

委 員 長

ありがとうございました。教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第1号請願「憲法第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」憲法第20条2項「国及びその機関は、宗教教育、宗教活動もしてはならない。」等々。上記の、憲法の基本的人権問題に鑑み、公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願書」を議題といたします。学校教育課長、お願いいたします。

本件につきましては、去る平成23年12月24日付で、教育委員会に対しまして、福岡県にございます宗教法人本門立正宗の代表役員の方から請願書が提示されたものでございます。

なお、請願が大変長文でございますので、時間の関係により、一部のみ朗読させていただきたいと思っております。「記」以下につきましては、事前配付資料をご覧くださいませよう、お願いいたします。

扱、率爾乍ら、私儀仏教の中でもわけて法華宗の一派「本門立正宗」の宗門代表役員の役職を預かり居る者であり、基本的人権の重大事を再認識して頂く為の、請願書を提出するものであります。

請願書《憲法第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」憲法第20条2項「国及びその機関は、宗教教育、宗教活動もしてはならない」等々、上記の、憲法の基本的人権問題に鑑み、公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願書》

請願の趣旨（1）キリスト教その他の宗教的教材採用と授業による一方的宗教教材の押し付けは、生徒児童への、各個人とそれら生徒の家庭での宗教観に全く配慮無く、教育現場での生徒の思想及び良心の自由の基本的人権への侵害となるものである。或る特定の宗教感化影響力を受容すべきか、その宗教の本質を批判的に検討して拒否するか、自己の責任に於て否定的に排除し忌避するかは個人の思想の自由な判断に委ねられるべき領域である。此等の基本的人権は民主主義の社会通念上でも保障擁護されねばならないと理解出来る筈である。しかし、それが一旦、公立学校内に入ると、その基本的人権が破られ冒瀆されている今の教育界の現状がある。教室内の檻の中の弱い立場の生徒にも日本国社会と同等の否、それ以上の注意深い配慮でもって、厳正に或る特定の宗教、この場合、マザーテレサのカソリックと言う「特定の宗教」の感化影響力を排除すべきか妥当であると言う判断がされねばならない筈である。公的機関の中の役職の人間が持つべき公的中立性重視という基本的人権問題の大事な「鍵」の所在に留意すべきであると言う事である。それ故に、今あるマザーテレサのカソリックの宗教の感化影響力を積極的に推進すると言う公的機関の宗教的中立性破壊冒瀆の強制行為は厳密に排除され禁止される可き本質を持つ教材である。此等の教科書教材内容に基づいた授業は重大な憲法違反となるものである。依って公的教育機関内の児童生徒の基本的人権問題を学校外社会と同等の思想宗教的基本的人権に修復回復させるべき為の請願事項を、爰に憲法第16条の請願権に基づき、教育行政担当の方々へ下記の如き請願事項に対してそれを実効性あらしめる改革を請願する次第であります。

「記」以下については略させていただきます。

なお、本請願の取り扱いにつきましては、稲城市教育委員会会議規則第31条によりまして、委員会が請願書を受理したときに慎重かつ迅速に検討して、その結果を教育長にて請願者に通知することとされております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。
それでは、続いて、本件に関する補足説明を指導室長よりお願いいたします。

指導室長 それでは、今、お読みいただいた以降の部分について、補足説明させていただきます。

学校教育と大きくかかわる請願の内容でございますが、大きく分けると、三つの趣旨というふうに理解することができます。

まず、一つ目は、教科書採択やその事務手続に関する部分で、教科書の一部の内容に極めて強い宗教色や宗教的徳育を目的とした教材があるという主張に基づいて、そうした教科書を採択しないようにということを求めているものでございます。

それから、二つ目は、学校の教室内で、子ども達の基本的な人権の侵害ということとかかわって、強制的に特定の宗教などを強要したり、集団行動を行わせるということがあるのではないかとということでございます。具体的に申し上げます、例として、クリスマスカード作成などの強制というような言葉も見られる部分がございます。

それから、大きく三つ目につきましては、この請願者のこういった請願を出される背景であるとか、それから、請願者のお考えなどについて、綿々と述べられている部分というふうに理解ができるかと思えます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。
補足説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑、ご意見等があればお願いいたします。

城所委員。

城所委員 この請願書の請願の趣旨（２）に記されている教科用図書の中で、我が教育委員会が採択したのは三省堂のニュークラウンだと思いますけれど、このご指摘の部分については、中身は確認されているんですか。

委員長 指導室長、お願いします。

指導室長 教科書採択の過程でも、内容的には十分把握して議論していただいたというふうに思っております。

本日の請願資料というところに、教科書のその部分の写しをご用意しています。内容的には、ご承知のとおり、キング牧師の「I Have a Dream」という有名な演説を取り上げた部分でございます。学校で子ども達に教える先生方からも大変人気のあるポピュラーな教材の一つだというふうに認識しているところでございます。

委員 長 ありがとうございます。
他にはいかがですか。稲垣委員。

稲垣委員 請願事項の一つは、教科書採択についてなんですけれども、稲城市教育委員会の採択した教科用図書は、文部科学省の検定を受けたものでありますから、本請願書で指摘されているような違法性があったり、児童や生徒の人権を侵害したりするような課題があったとは考えられません。また、稲城市教育委員会における教科書採択は、法令に沿って公平・公正に実施されているので、請願者の指摘と稲城市の現状は大きく隔たりがあると感じております。

ただ、平成24年度の教科用図書の採択の結果について、公表後に請願書と同様の意見とか請願があったかどうか、確認したいのですけれど。

委員 長 指導室長、お願いします。

指導室長 平成24年度の中学校の教科用図書の採択の結果につきましては、既に公表しているところでございますけれども、その後におきまして、本請願と同様なご指摘、ご意見、また、請願のほうについてはないということでございます。

委員 長 ありがとうございます。ないそうです。
他にはいかがでしょうか、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

伊勢川委員 先程指導室長が言われていました、クリスマスカード作成の強制ということが示されているところですが、国際理解の観点からは、文化や習慣を理解する上では、他国の文化を取り扱うことは必然、必要かと感じますが、子どもを持つ宗教を無視して、特定の宗教を強制するという実態があれば、問題にもなると思いますが、稲城市立の学校でそうした実態がないことや、学習指導要領に沿って教育活動が計画・実施・評価されていることは、私達教育委員も学校訪問などの折に実際に確認していますが、念のため、教員の研修などでも重ねて指導していると思いますので、その様子や学校の現状を教えてください。

委員 長 指導室長、お願いします。

指導室長 今、お話があったとおり、稲城市の小中学校では、子ども達の人権は、広く人権教育ということを大変重視して教育活動を行っております。その一つの例として、東京都教育委員会が作成しております「人権教育プログラム」というものがございますが、これを全校で用いて、年間複数回の教育研修を持っております。これは、教育委員会ということもありますし、各校長先生方が校内で実施される、また、先生方が分科会などをつくられて、学年ごとなどにも実

施されたり、教科の指導の上でも研修を受けられているという実態がございます。そうした際に、児童生徒の人権につきまして、きちんと理解した上で取り扱いをしまして、教員の人権感覚を高めるということを研修の中で重ねて指導しているところであります。

また、昭和24年になりますけれども、当時の文部省ということになりますけれども、社会科その他初等及び中等教育における宗教の取り扱いについてという文部事務次官の通達が発出されております。これにつきましても、各学校には十分周知しているところでございますけれども、いわゆる内容的には、教材の選択であるとか、また、取り扱いについてのガイドラインというような内容に当たるものでございます。こういったものを活用して、現在でも稲城市の小中学校では、それに沿った指導を計画して、また、実施しているというところでございます。

委員 長 ありがとうございます。
他にはいかがでしょうか。教育長、お願いします。

教育 長 少し具体的に教えてください。稲城市の中学校では、京都府など、文化的な遺産を見学することも教育課程の中に位置づけておりますけれども、その際に、神社などに集団で参拝を命令したり、儀式に参加することなどがあってはいけないと思うんですが、学校の見学時の様子を少し教えてください。

委員 長 指導室長、お願いします。

指導室長 そうした修学旅行などは、事前の段階で、各学校から実施の計画、また、実際に子ども達が携行するしおりなどを提出していただきまして、教育委員会指導室の中で内容、また、その行程などについて確認しております。その際に、公立学校の中立性というような点であるとか、様々な場面で学校は指導しているというところでございます。実際に、修学旅行などで寺社への参拝などを学校が求めたり、また、宗教的な儀式に児童生徒を参加させたりということについては一切ございません。

委員 長 ありがとうございます。
他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、他に質疑がないようですので、以上で質疑を終了といたします。
これより、第1号請願「憲法第19条「理想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」憲法第20条2項「国及びその機関は、宗教教育、宗教活動もしてはならない。」等々。上記の、憲法の基本的人権問題に鑑み、公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願書」を採決したいと思います。

本請願について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手する者無し)

委員 長 挙手する者無しであります。よって、第 1 号請願は不採択となりました。よろしくお願いいたします。

次に、日程第 5 第 1 号議案「稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁済に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を議題といたします。教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

その前に、議案事項が 5 件、そして、その後に報告事項が 10 件用意されております。お互いに時間的な配慮をしていただいで進めていきたいという思いがありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、教育長、お願いいたします。

教育 長 本案につきましては、スポーツ振興法の全部がスポーツ基本法に改正され、体育指導委員の名称がスポーツ推進委員に改められたことから、稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁済に関する条例の一部を改正する必要があることから、本案を提出するものです。

詳細につきましては、体育課長より説明いたします。

委員 長 体育課長、よろしくお願いいたします。

体育課長 それでは、稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁済に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について、ご説明いたします。

議案概要説明書に基づきまして説明したいと思います。

今、教育長のほうでお話ございましたけれども、議案にもございましたが、昭和 36 年に制定されましたスポーツ振興法の全部が 50 年ぶりにスポーツ基本法として改正されました。体育指導員の名称がスポーツ推進委員に改められたことから、その体育指導員の報酬が規定されております稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁済に関する条例、こちらの一部改正を人事課に依

頼するものでございます。

施行期日は、平成 24 年 4 月 1 日といたします。今後は、これに関する体育指導員に関する規則等の改正に努めてまいります。

以上でございます。

委員 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第 1 号議案「稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁済に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第1号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第6 第2号議案「稲城市立公民館条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を議題といたします。教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により社会教育法が改正されたことに伴い、稲城市立公民館条例を改正する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、文化センター課長より説明いたします。

委員 長 それでは、文化センター課長、お願いいたします。

文化センター課長 それでは、第2号議案、稲城市立公民館条例の一部を改正する条例の制定依頼につきまして、説明申し上げます。

お手元の議案及び議案説明書をあわせてご覧ください。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により社会教育法の一部が改正されました。これに伴い、公民館運営審議会の委員委嘱の基準につきまして、文部科学省令に定める基準を参酌し、条例で定めることとされたことから、稲城市立公民館条例に委員の委嘱の基準を加えるべく、条例の一部改正をするものでございます。

改正内容につきましては、第5条で公民館運営審議会について規定してございます。この条文では、稲城市立公民館運営審議会の設置、委員の定数、委員の任期、補欠委員の委嘱について、これまで規定しておりましたが、社会教育法の一部改正に伴い、加えて、委員の委嘱の基準を規定するものでございます。

委嘱の基準につきましては、社会教育法に基づき、文部科学省令で定める基準を参酌しまして、(1) 学校教育及び社会教育の関係者、(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者、(3) 学識経験のある者、以上の3分野を規定し、この中から教育委員会が委嘱するものと規定いたします。

続きまして、付則につきましてですが、施行期日を社会教育法の一部改正の施行期日、平成24年4月1日とするものでございます。

以上でございます。

委員 長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

稲垣委員。

稲垣委員 勉強不足で申しわけないんですが、委員の委嘱の基準というのが今回は設定されましたが、これまでは特別、委嘱の基準というものはなかったのでしょうか。

委員長 文化センター課長。

文化センター課長 これまでは、大もとの社会教育法のほうで同じ内容が規定されておりました。大もとの法律のほうで規定されておりましたので、各自治体の自由裁量権といえますか、地域の実情に合わせたというところがないといえますか、今回、この地域の自主性及び自立性を高めるためのという法律につきましては、第二次地方分権改革の一つということで社会教育法が改正されておりますので、こういった基準を、文部科学省令で定める基準の参酌を十分勘案しながら、市の条例で定めなさいというようなことになっております。ですので、これまでの内容につきましては、大きな変化はございません。

稲垣委員 ありがとうございます。

委員長 他にはいかがでしょうか。よろしいですか。
それでは、他に質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第2号議案「稲城市公民館条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第2号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第7 第3号議案「稲城市立図書館協議会条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を議題といたします。教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、図書館法が改正されたことに伴い、図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定める必要が生じたため、稲城市図書館協議会条例を改正する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、図書館長より説明いたします。

委員長 それでは、図書館長、お願いいたします。

図書館長　それでは、お手元の議案概要説明書の第3号をご覧くださいと思います。ただ今、提案理由の説明がありましたとおり、趣旨としては、第5号議案、公民館条例の一部を改正する条例と同様でございます。こちら地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律でございますが、昨年4月28日に成立しまして、この法律で188もの法律が改正されております。その中の一つに、図書館法が入ってございました。

概要の部分のところにあります図書館法の一部が改正され、従来図書館法で定められておりました、図書館協議会委員の任命の基準を、地方公共団体の条例で定めることができるといった改正でございます。なお、法律の中には、任命の基準を条例で定める場合には、文部科学省で定める基準を参考にして条例で定めなさいという法律改正になってございます。

続きまして、改正内容でございます。法律の改正に従いまして、稲城市図書館協議会運営の中に協議会委員の任命の基準を追加するものでございます。(1)から(4)まで掲げております。学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者という形で条例の改正を行ったところでございます。なお、この基準につきましては、改正前の図書館法と同じ、なおかつ文部科学省の定める基準と同じになってございます。

それ以外に、1条追加することから、第2条の文言を整理するとともに、第2条から第4条までを1条ずつ繰り下げることとなります。

最後に、施行期日につきましては、改正図書館法の施行日と同様、本年4月1日を施行日とするものでございます。

以上です。

委員長　ありがとうございました。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

稲垣委員、お願いします。

稲垣委員　先程、公民館のほうでも、審議会委員の資格というか委員の規定がありましたのですけれど、非常に同じようなことが書いてあるのですが、言葉が違うんですね。公民館のほうでは、(1)、(2)、(3)と三つを掲げているのですけれども、図書館のほうでは四つに分けて掲げているという。これは上の文部科学省からの公民館法と図書館法で違ってきているのかもしれませんが、同じ稲城市の中の審議会委員の資格というか、そういうことから考えると、何かもうちょっとどちらかにそろえてはいけないのかなと思うんですけど、その辺はいかがなものでしょうか。

何か言うほど、そこが関係あるのですか。例えば、公民館のほうは「学校教育及び社会教育の関係者」ですね。図書館のほうは「学校教育の関係者」、それから、「社会教育の関係者」と分けているのですが、同じなのか、それとも、「学校教育及び社会教育の関係者」と両方を兼ねなきゃいけない、兼ねている

人じゃなきゃいけないのかとか、その辺の捉え方が違うのか同じなのか、その辺について教えていただきたいのですが。

委員 長 その辺りはいかがでしょうか。図書館長。

図書館長 こちらの項目の分け方につきましては、統一するお話になるかというふうには思っております。図書館も公民館も中身的には同じものでございまして、図書館協議会条例の改正においては、現在、図書館協議会運営規則というのがございまして、その中に法律と全く同じ任命の基準を載せておりますところから、それを逆に条例のほうに引き上げる、というのもおかしいですけれども、現在の規則の文言で条例を改正させていただきたいという提案になっています。

教育 長 図書館のほうは規則からそのまま持ってきているから、同じだというのはわかります。今の質問は、全く同じだから、統一できないかという質問だから、むしろ、これは合わせられないかということです。

委員 長 いかがいたしましょうか。

文化センター課長 法制部署と助言をいただきながら、検討いたします。

委員 長 では、今の質問に対しては検討していただいて、後ほどお答えいただくということですが、よろしく願いいたします。
伊勢川委員。

伊勢川委員 今、選ばれる資格というか、そういう3者か4者かわからないですけど、構成人数が10人以下とありますが、その比率、例えば、学校教育者が10人の中に5人ぐらいいて、あとは家庭教育の人が1人で、学識経験者が3人とか、例えばどこかの資格に偏ってしまう可能性もこの文章だとありますが、そういう考え方を考える必要は全くないのでしょうか。偏ってしまう、例えば学識経験者が7名、家庭教育者が1人、学識経験者が1人、社会教育者が1人というような場合もあり得るというふうにとってもよろしいのでしょうか。

委員 長 図書館長。

図書館長 法令の中で任命の基準を定めさせていただきまして、最終的には我々のほうでこの方をお願いしたいという提案をさせていただいて、任命するのは稲城市教育委員会という形になりますので、その中でも非常に議論になるというふうには考えています。

委員 長 文化センター課長。

文化センター課長 文化センター課につきましても、今の図書館長の説明と同様ですけれども、こちらの条例の細部の規則とか、その要望とかもありますので、それぞれの分野からバランスよくということを考えて中で委嘱を考えて、この教育委員会の中で審議いただいて委嘱することとしておりますので、今後、こんな形で進めてまいりたいと思います。

伊勢川委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 他にはいかがですか。よろしいですか。
それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第3号議案「稲城市立図書館協議会条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第3号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第8 第4号議案「稲城市立学校給食共同調理場の給食費に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、給食の実施日を変更するため、稲城市立学校給食調理場の給食費に関する規則を改正する必要があるもので、本案を提出するものです。詳細につきましては、学校給食調理場所長より説明いたします。

委員長 それでは、学校給食共同調理場所長、お願いいたします。

学校給食調理場所長 本案は、稲城市立学校給食共同調理場の給食の実施日数の変更に伴う規則改正をお願いしているものでございます。

議案の1枚、2枚目をめくり、新旧対照表をご覧くださいと思います。この中で、第2条の給食実施日数を変更しています。また、第3条の給食費の額と、第4条の給食費基準額及び月の基準日数などの実施日数及び額の変更でございませう。

議案概要説明書をご覧ください。概要説明におきましても1枚めくっていただきまして、「学校給食実施日数の増等について」において、1.年間の給食日数。小学校では、180日を改訂後で190日、10日増。中学校に関しましては、173日を180日といたします。

2.学校給食費に関しましては、(1)月額で、小学校の低学年は3,350円から3,540円。増額分は190円、改定率としては5.67パーセントで

す。中学年・高学年及び中学校は表のとおりでございます。(2)一食当たりの単価は、小学校低学年で205円のを205円、単価は同額で改定はございません。

概要説明書に戻り説明に入らせてもらいます。小・中学校において新学習指導要領の実施に伴い、年間授業時間数を増加する必要があることから、稲城市立学校給食共同調理場の行う給食実施日数を、小学校については180日から190日に、中学校については173日から180日に変更することにより、午後の授業や余剰時間数を確保するとともに、学力向上に向けた様々な学習の時間を確保するため、給食の実施日数の変更を行うものです。

この変更に伴う給食1食当たりの額については据え置き、給食の実施日の変更に伴う増加日数分について、給食費の月額に反映する改訂でございます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

日数の増加ということですが、よろしいですか。

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第4号議案「稲城市立学校給食共同調理場の給食費に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第4号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第9 第5号議案「採択・陳情の処理及び結果について」を議題といたします。教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、放射能汚染による給食の対応策に関する陳情に対する処理及び結果について報告する必要があるので、本案を提出するものです。詳細につきましては、学校給食調理場所長より説明いたします。

委員長 それでは、学校給食調理場所長、お願いいたします。

学校給食
調理場所長

平成23年度第3回稲城市定例会におきまして陳情がありました。項目として、安全基準が見直されるまでの対応策として、認可・認証保育園、幼稚園、小学校、中学校に在籍している児童で保護者が希望する場合は、お弁当、飲料水の持参を行えるよう、市の施策の早急な対応という陳情が出されました。一部採択されたので、処理の経過及び結果について議会に報告する必要がある

ございます。

小学校、中学校における弁当持参につきましては、平成23年10月1日より、給食の辞退の申請ができるシステムを定め、保護者へ周知後、希望する方のお弁当の持参を認めております。

なお、平成24年1月12日現在、本日31日の時点でも同じ数ですが、小学校、中学校における弁当持参者は4世帯4名となっております。

議案の付議している案件に関しましては、福祉部子育て支援課の処理の経過を含めた上で報告するため、この報告書になっております。

以上です。

委員長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

平成23年、平成24年と続いて、現在のような状況になっているということですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第5号議案「採択・陳情の処理及び結果について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第5号議案は原案のとおり可決いたしました。

それでは、本日の報告事項は10件です。「稲城市立学校適正学区検討委員会の中間報告について、稲城市立稲城第一小学校旧校舎建替等工事基本設計の概要について、(仮称)稲城市立南山小学校建築工事基本設計の概要について、(仮称)稲城市立南山小学校用地取得に係る財産価格審議会への付議について、総合施設ふれんど平尾改修工事設計の概要について」を学校教育課長より、「平成23年度『児童・生徒の学力向上を図るための調査』結果の概要、(仮称)稲城市立教育センターの概要について」を指導室長より、「平成24年度学校給食共同調理場の稼働表について、食物アレルギー対策専門員会報告書について」を学校給食共同調理場所長より、「富永重芳氏からの寄附について」を生涯学習課長より、順次、説明をお願いいたします。

それでは、初めに、学校教育課長、お願いいたします。

学校教育課長 それでは、報告事項について、学校教育課分の説明を申し上げます。

まず1点目、稲城市立学校適正学区等検討委員会の中間報告書につきまして、ご報告申し上げます。

学区制のあり方につきまして、平成19年9月18日付、教育委員会第二次基本方針により、定期的に検討を行うとされているところでございます。前回の検討から5年目に当たる本年9月に、稲城市立学校適正学区等検討委員会を設置して、検討を行い、本年1月30日に検討委員会から中間報告書が提出

されましたので、その内容についてご報告申し上げるものでございます。

報告書の1ページ目をお開きください。検討委員会の検討事項といたしましては、市内の小・中学校の学区制のあり方に関する事及び市立学校の通学区域に関する事の2点について、検討をお願いいたしました。委員といたしましては、計10名の方をお願いいたしております。会議は計3回にわたり開催いたしまして、検討が行われております。

2ページ目をお開きください。1点目の学区制のあり方につきましては、現状において、指定校制の廃止についての要望は特に寄せられていないところですが、定期的な検討ということで、指定校制と学校選択制を比較して検討を行いました。通学上の負担や安全性の確保、災害時の対応においても指定校制の優位性が明らかであることに加え、児童・生徒数の増加が続く中で、計画的に学校施設の整備を図る上でも、本市においては、他市の一部で導入されている学校選択制は馴染みにくいとの見解で一致したことから、検討結果として、指定校変更制度による弾力的な運用を図りつつ、これまでどおり指定校制を採用することが適当であるとされているところでございます。

次に、二点目の通学区域に関する事についてです。2ページ目の中段以降、5ページまでにかけてご覧いただきながら、説明をお聞きください。

学校規模につきましては、学校教育法施行規則により、小・中学校ともに、12学級以上18学級以下が学級数の標準とされておりました。今後について、児童・生徒数、それから、学級数の推移を予測したところでは、現状の通学区域を維持した場合、将来的に使用可能教室数を超える学級数となることが予測される稲城第三小学校、第七小学校、第一中学校及び第三中学校のうち、稲城第七小学校及び第三中学校については増築による対応が図れる見通しですが、稲城第三小学校及び稲城第一中学校については児童・生徒の受け入れが困難となることが予測されるとしています。また、土地区画事業や南武線高架事業などの進展により、市の街並みや道路状況、鉄道状況も大きく変化していることから、これらを踏まえた通学の安全性の確保が必要となるとされているところです。

このような課題を踏まえ、検討委員会では学校規模の適正化、通学の安全の確保等の視点で、南山地域を含む市全体の通学区域の見直しの必要性について検討が行われました。また、特別支援学級については、今後の学級の増設に伴い、通学区域の設定が必要かどうかについても検討が行われたところでございます。

その結果、検討委員会として、通学区域の変更等の必要が想定されるとした地域について、報告書の5ページから6ページにかけて記載されている部分でございしますが、この報告書の8ページの次のページに添付しております地図をご覧くださいければと思います。

地図の中の黒の太線は、現行の小学校区を表しております。市内ですが、色塗りがしてある箇所が今回の検討を要するとされたところでございます。小学校に関しては5区域で、中学校については連動して、1地域が既存の学校区域

から選択されました。

また、南山区域につきましては、この地図で黄色いところと赤いところです。これは南山小学校が平成27年に開校されたときは全て南山小の学区とするところですが、開校前は三小のほうに黄色の地域から一部通っていただくお子さんが発生する形になります。ただ、中学校については、黄色のエリアを一中に、赤いエリアを第三中学校のほうに学区割りするというような形になっております。

これらにより、通学区域に変更を行った場合、稲城第三小学校が標準規模と、また、稲城第一中学校が小規模校となり、それぞれ教室不足も解消を図ることができると予測されています。また、南山小学校については、18学級規模となる見通しとされているところでございます。

一方、特別支援学級については、今後、この教育委員会で定めた基本方針に基づき、特別支援学級の増設を計画しているところでございますが、ただ、市のほうにおいても、(仮称)発達支援センターを設置する計画がございまして、子どもの就学相談の状況や実際に希望されるお子さんの数などを踏まえて検討しないことには、なかなか発達支援学級の規模を予測することは極めて困難であることから、今回の通学区域の検討においては、特別支援学級への指定校制の導入は見送るといたしました。なお、将来的には、通学の利便性や規模の適正を確保する意味から、特別支援学級についても指定校制の導入を検討することが必要であるとされているところでございます。

最後に、今回の検討委員会の中間報告では、個別の通学区域の変更の必要性について大まかな方向性を示すこととし、今後、実際の通学区域割りを含め、当該校の関係者などから意見を聴取した上で再度検討を行い、最終的な検討結果の報告を行うとされているところでございます。

引き続きまして、次の報告事項に移らせていただきます。稲城市立稲城第一小学校の旧校舎建替等工事基本設計の概要につきまして、ご報告いたします。

稲城第一小学校につきましては、本年6月の補正予算により契約を締結いたしまして、現在まで基本設計を進めているところです。概要について、ご報告を申し上げます。

資料2の配置図、1階平面図をご覧ください。左側になります。図の南東側に当たるL字型の下線部分が、現在の第一小学校の一番古く建てられた第Ⅰ期棟と二番目に古い第Ⅱ期棟の建っている土地となっております。その隣にございます第Ⅲ期棟、また、正門を挟んで北西側に図が記入されてあるのが、今回、新しく建てる新校舎になります。この2棟について、今回の基本設計を行っている形になります。

新校舎は、4階建てです。1階部分には、職員室、校長室、事務室、保健室などの管理者室を配置するとともに、南西側中央部にパソコンルームと隣接して図書室を配置しております。また、建て替えに合わせて、1階部分に特別支援学級を開設できるよう、特別支援の教室や職員室等も設けております。

一方、第Ⅲ期棟の1階部分には、新たにトイレを設置することの他に、会議

室の他、学童クラブスペースを2教室分確保しております。第Ⅲ期棟の2階及び3階は普通教室となります。

それから、右側をご覧いただきたいと存じます。新校舎の2階部分には、普通教室の他、理科室、図工室や低学年図書スペースを配置し、また、図工室の前には屋外スペースを設けております。

引き続き、右側の3階平面図をご覧いただければと存じます。新校舎の3階部分には、普通教室の他、家庭科室や多目的室を配置しています。

最後に、4階平面図をご覧ください。新校舎の4階部分には、普通教室の他、音楽室を配置しています。新校舎には、4階部分までエレベーターも設置することとしております。

基本設計では、新校舎の延べ床面積については約4,210平方メートルとしているところでございます。普通教室は新校舎分で13教室、第Ⅲ期棟で8教室配置しますので、合計21教室となる予定です。現在は他の用途等に提供している部屋もございまして、実質18教室でとり行っているところでございますので、今後の区画整備事業の進展などによる児童数の増にも対応できる設計となっております。

また、この図には特に表記はございませんが、新たにソーラーパネルを設置し、太陽光発電にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上、二つ目の報告事項でございます。

引き続き、報告事項三点目に移らせていただきます。(仮称)南山小学校新築工事基本設計の概要につきましてのご報告でございます。

南山小学校につきましては、先程同様、今年6月の補正予算で基本設計の費用を計上し契約をとり行い、年度末に向けて現在、基本設計を進めているところでございますが、その概要がまとまりましたので、報告を申し上げます。

図が2枚あり、1枚目が配置平面図となっております。敷地形状は四方が法面に囲まれた形です。平場に接道ができるエリアでは、左上の部分と右の道路の真ん中辺りに接道するところがございます。こちらの左上の部分から、あるいは右側からは主に車両の搬入ができるエリアとしております。そして、北側道路に垂直に交わる道路がありますがその部分から真っすぐ上がってきた位置に、階段状に学校へのアプローチ、これは児童が通学に使うための階段を設置いたしまして、そこを通常通学に使う入り口とさせていただきたいと考えています。

校舎につきましては、設計に当たりまして、「つながる、つなげる学校」という設計コンセプトを設けております。「つながる、つなげる」の中身といたしましては、「自然とつながる」、「信頼をつなげる」、「地域とつなげる」、「未来につなげる」という視点を持っております。

「自然とつながる」につきましては、森や風を導き、周辺の南山の自然や四季を身近に感じられること、また、隣接する公園につながる配置計画で、自然や環境を学ぶことができる、そういった学校環境を想定した設計とするものでございます。

また、「信頼をつなげる」につきましては、防犯面に配慮し、安心して施設の中で生活できる、また、災害時にも安心して安全に避難できること、といったことを念頭に置いて設計しております。

また、「地域とつなげる」においては、地域とぬくもりのできる場を設け、児童の姿を見守っていただく、そういう集いの場となるような設計、あるいは学童クラブと学校施設の連携ができること、こういったことを考えております。

また、「未来につなげる」については、将来の変化に十分に対応でき、長期使用に耐え得る空間であること、環境負荷を低減し、ローコストメンテナンスで長く使用できる、こういった形で設計を進めました。

校舎についてはローコストメンテナンスということで、なるべく凹凸の少ない形で、いわゆるメンテナンスのしやすい学校配置としております。真ん中の中庭的にあるのは奥側が3階建て、手前が1階建ての校舎を予定しておりますので、冬場の日照を確保する意味で、真ん中には空間を設けているということでございます。

また、プール、体育館につきましてはローコストメンテナンス、安全性というようなことも考慮いたしまして、平置きといたしました。今までにない取り組みといたしましては、体育館に隣接して防災倉庫を設けていて、中側から出入りができるような形となっていることや、北側に災害時、マンホールトイレを配置していることなど、防災上の取り組みも行っております。

また、「地域とつながる」関係で、学童クラブにつきましては、これは1階の図ですので、ちょっと離れたような形になりますが2階部分が校舎としてつながりますので、非常に校舎に近い配置の中で、安全に放課後、学童クラブへ動線が確保できるということがございます。

また、校庭を見渡して、不審者対応などができるように、これは1階部分になります。保健室なども校庭に面した形で児童の様子がよく観察できるような配置としているところでございます。

全体では、全部で18学級の普通教室を予定しております。なお、南山地域については、今後入居されるので児童の発生状況というのは今でも想定段階でございます。仮に児童数が想定を上回る場合には、この2枚目の平面図にございます、斜線部分のエリアに増築教室を設けることにより、対応できるような設計といたします。

南山につきましては、以上でございます。

続きまして、報告の四点目です。南山関連で、財産価格審査会への付議につきまして、ご報告を申し上げます。

先程もご説明申し上げました、南山の用地の取得に際しまして、稲城市の財産価格審査委員会規則で委員会が設置されております。ここで、公有財産の取得をする際には議事をし、適正な価格の評定を行っていただくということになっておりますので、この南山の用地につきまして、平成24年2月17日に開催される稲城市財産価格審査委員会に、この買収価格を評定していただくということで付議してまいりたいと考えております。

引き続き、報告事項の五点目でございます。複合施設ふれんど平尾についてです。これは図面が4枚ございます。複合施設ふれんどの改修工事につきましては、本年度6月の補正予算により契約を締結し、現在年度末にかけて設計を進めているところです。概要についてご報告を申し上げます。

以前にも、こちらの教育委員会で改修の基本方針について、ご報告を申し上げたところでございます。設計の中で、関係課とのヒアリングを実施し、使い勝手等を含めた調整を行った結果、前回の委員会報告の時点と変わった点を中心に説明申し上げたいと存じます。

資料5のA-1、1階の図面をご覧ください。図の中程にあるエイトピア工房というところに加えまして、2階から3階までの共通基礎として、エレベーターホールの梁の補強を行う予定でございます。この1階の中では、1階部分がエレベーターホールの梁ということになります。また、現在、空調設備のない1階部分にある市民ホール、左上の部屋ですが会議室1、この部屋には空調設備を設置してまいります。トイレについては、和便から洋便中心に切り替え、大人が使用しやすいサイズに改めてまいります。

次に、A-2、2階の図面をご覧ください。西側の郷土資料エリアについては、展示室、民族展示室、資料室等の名称を付しておりましたが、展示室1、2、3、4とシンプルに整理いたしまして、さらに資料を置いて閲覧していただける部屋として閲覧室（資料室）を整備してまいります。また、空調設備のない居室については、これを設置するとともに、1階と同様にトイレの改修を行ってまいります。

引き続き、A-3、3階の図面をご覧ください。3階は、教育センターエリアとなりますが、前回の案では、この図の中程にございます部屋について、事務室としていた部屋がありましたが、ここを教育センター執務室と、名称を明確にするために変更しております。居室への空調設備の設置やトイレの改修については、他のフロアと同様でございます。

引き続き、4枚目をご覧ください。4階の図面となっております。4階について大きく変更する箇所は、まず西の端の教室でございます。前回の案では、教室を二つに分けて、面談室1、2としておりましたが、こちらを教育相談で使用するためのプレイルーム1として改修いたします。その隣の教室は前回のままですが、一つおいて隣の教室、前回は資料室としていたところですが、面談室を三つに分けて、面談の部屋数を確保してございます。隣の教室は検査室と待合室に分ける予定でしたが、検査室1、2とし、この間にマジックミラーで仕切った観察室を用意し、検査の際に子どもの様子を保護者が観察することができるよう整備し、前室を挟んで仕切りを設けたその隣には、資料室1を配置することといたします。その隣の教室は、グループ室と相談倉庫に分ける予定でしたが、面談室6、7といたします。前回の案では、その隣の教室を特別支援の執務室とする予定でしたが、行政事務所ということで、男女の更衣ロッカー室及び資料室2といたします。その隣の教室については、前回の案のままとし、その隣の教室を前回の談話室から特別支援執務室と

して、就学相談関係の職員と、今後、予定されております発達支援センターの職員が執務する部屋といたします。その隣の小さな部屋は、面談室からカンファレンスルームに切り替えを行います。東の端の教室は、プレイルーム2として整備し、就学相談と（仮称）発達支援センターが共用で使用してまいります。なお、面談室についても、これは教育委員会と教育関係と（仮称）発達支援センターが共用で使用する予定でございます。また、エレベーターホール脇を待合室とするとともに、東側倉庫、トイレから行政事務所の倉庫に改修し、倉庫の奥の一角に授乳室を設置します。さらに東側トイレについては、他のフロア同様に改修を行うとともに、女子便所の一部にだれでもトイレを設置します。居室については、他のフロア同様に空調設備を追加します。その他、2階から4階までの用途変更に伴う法適合改修や屋上、外壁、体育館の屋根等の防水改修、屋外キュービクルや照明設備等の電気設備関係の改修、直結給水のための配管工事等の付帯設備関係の改修などを行う他、屋上にはソーラーパネルを設置し、太陽光発電を行います。

以上、ご説明、ご報告申し上げました1から3までと5につきましては、2月7日に開催される福祉文教委員会への報告を予定しております。

大変長くなりましたが、ご報告は以上でございます。

委員長 ありがとうございました。
 それでは、次に、指導室長。

指導室長 それでは、先に行われました、東京都の平成23年度児童生徒の学力向上を図るための調査の結果につきまして、ご報告いたします。

この調査につきましては、平成23年7月5日に実施されたわけですが、今年度は東日本大震災の影響から国の調査が実施できなかったという中で、東京都が新たにこれまで行われていた複数の調査を一つにまとめて実施し、来年度以降についても継続していくという見通しの中で行われたものでございます。

特に今年度につきましては、試行的に行われた側面もあって、学校での自己採点というようなことで、より直接的に先生方が採点することで、子ども達の指導に生かしやすい。どこが自校の授業として有効だったのか、また、今後の課題はどういうことなのかということが各学校で理解しやすいというところも一つの特徴としてあろうかというふうに思います。

全校的に、公立の小学校5年生、それから、中学校2年生が対象になりまして、小学校では、国語、社会、算数、理科の4教科、それから、中学校では、国語、社会、数学、理科に英語を加えた5教科で実施されております。

結果について見ていただく前に、調査の目的としましては、大きく四点ございます。

まず一つは、児童生徒一人一人の学習指導要領に示されている目標であるとか、また、その内容、こういったことが学習の成果としてどのぐらい実現・定

着しているかということを見るということと同時に、東京都では「読み解く力」というふうな言い方をしておりますけれども、いわゆるOECDのPISA調査などでも行われている読解力といわれるようなものを新たに観点の一つに加えているところでございます。そういった各教科の目標であるとか、内容の実現状況という言い方をしますけれども、どの程度定着しているのかということを見るのが一つの目的でございます。

それから、二つ目としましては、各学校が実際に行っている教育活動、いわゆる教育課程であるとか指導方法などの課題を明確にして、その改善、また、充実を図っていくということが二つ目の大きな目的でございます。

それから、三つ目としましては、こういった結果を教育委員会としましても把握して、各学校の教育課程であるとか、指導法の工夫改善の助言であるとか、指導にも生かしていくということが三つ目でございます。

それから、四つ目としましては、こうした学力が求められていて、また、その定着状況について広く都民や市民に公表して、理解を求めるとともに、家庭や地域と連携を一層深めていくということが大きな四つの目的として実施されております。

結果の概要については、資料の6番というところを、ちょっと横版になりますけれども、ご覧いただきたいと思っております。左側が小学校、上から国語、社会、算数、理科ということで、右側が中学校、国語、社会、数学、理科、英語ということでございます。それぞれ上段が稲城市の児童・生徒の平均正答率、下段が東京都全体の児童・生徒の平均正答率ということで、それぞれの教科に応じて、観点別に並べております。

結果は、本日は概要ということをお伝えするのみになるかと思っておりますけれども、左下の四角囲みのところにそれぞれの概要についてまとめております。

小学校では、全ての観点で東京都の平均を上回っておりまして、特にその四角囲みのところ、社会の知識・理解のところでは、都の平均正答率を大きく上回る結果となっております。

また、右側の中学校のほうに目を移していただきますと、中学校でも、理科の一部を除く全ての観点で都の平均を上回る結果となっております、四角で囲みました国語の言語のところ、それから、数学の数学的思考、理科の技能のところ、こういった点では都の平均を5ポイント以上上回る結果というふうになっております。ただし、理科の読み解く力、また、知識・理解については、若干都の平均を下回る部分もございますので、こういったことを十分受け止めた上で、各学校の来年度の教育課程、また、授業改善に即時に生かしていきたいというふうに思っております。

この調査の問題であるとか、また、調査結果については、今申し上げた四つの目的に即しまして、学校の授業改善であるとか、教育課程の編成に生かすように各学校に指導いたしまして、稲城市の学校教育の改善・充実を図ってまいります。

この結果の公表につきましては、こうした情報のみで学校の序列化であると

か、風評というようなことが助長されることのないように、国の調査と同じ観点から、この調査結果については、各学校に学校だよりなどで保護者や地域の方々にお知らせしていくという形をとっていく予定で現在考えているところでございます。こういった調査を実際に学校がどう活用するかというところが大変重要だというふうに考えておりますので、その点を重視して、今後を活用していきたいというふうに思っております。

これについては、以上でございます。

続いて、7番でございますが、稲城市教育センターの構想と書かれましたA3の資料をご覧くださいいただければと思います。

これは先程学校教育課長からお話がありました、ふれんど平尾の主に3階と4階部分に、今、ご覧いただいている資料では左側になりますが、教育センター、教育相談所、指導室、学校教育課、これまでそれぞれにございました機能について集約して、より学校支援や先生方の支援、研修などに資する機能を再構成していくというものでございます。

大きな括りで申し上げますと、教育センターという大きな括りの中に、研究室という、特にこれからますます増えていく若手の先生方の研修などに重点を置いていこうというふうに思っております。また、宿泊行事、主に野沢温泉村であるとか大空町との交流、今申し上げた学力調査などについての事務であるとか、様々な教育資料が充実してきておりますので、こういった教育資料を閲覧したり、また、学校の授業や先生方の研修などに貸し出しができるように整備していく。また、今後増えてくる外国籍のお子さんに対する日本語指導、それから、現在、六中にあります学校アドボカシー、こういったものを、今、仮に研究室と置いておりますけれども、他の地域では例えば学校支援室であるとか学校経営支援室というような言い方をしているところもありますが、そういった趣旨の部署を一つつくっていかうと思っております。

特に、学校アドボカシーにつきましては、ふれんど平尾に移設するのが平成25年度ということでございますけれども、平成24年度、来年度の第六中学校の余裕教室が、生徒数の学年進行から現状の使い方が難しいということで校長先生からお話をいただいておりますので、来年度1年間は市役所の中で対応するという形でおきまして、平成25年度のふれんど平尾のリニューアルに合わせて、再度、ふれんど平尾の中に移すということで考えております。

今申し上げたところが、主にふれんど平尾の3階の研修エリアというところを想定しているところでございます。

それから、4階でございますが、ここは大きく教育相談と、それから、就学支援というところがポイントになるかと思いますが、相談エリアということで4階を想定しております。

教育相談については、現在、市役所と隣接したところで行っておりますので、そういった場所がふれんど平尾に行くことによって相談数が減ったりしないように、機動力を生かして、現在ある教育相談所であるとか、また、場合によっては各学校の教育相談室などにも相談員が出向いて相談ができる体制を築

いていければというふうに考えております。

それから、特別支援教育については、ここではチームという言い方をしておりますが、先程来お話があるように、福祉の発達支援センターというところと同じ部屋の中で連携したというところで、乳幼児から就労まで一貫した支援を行えるというような考えのもとで、特に就学のところで教育委員会としては力を発揮するということになっているかと思いますが、特に今、指導室と学校教育課に事務がまたがっておりますので、それを集約して、あわせて福祉との連携を強めた上で、一貫した支援体制を築いていきたいということで、施設面でも先程お話がありましたとおり、面接室など、これまで以上に充実して、それぞれの保護者の方やお子さんのニーズにこたえられる体制をつくっていききたいというふうに思っているものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

それでは、次に、学校給食共同調理場所長。

学校給食
調理場所長

学校給食共同調理場所長です。

お手元の資料で、平成24年学校給食共同調理場の稼働表（197日）でございます。学校給食共同調理場が給食の提供をできる体制を整えている日が網掛けのない白いところでございます。土曜、日曜、祝日を除き運営してまいります。基本的に、始業式、終業式を除いた全日を稼働する体制ですが、9月3日・1月8日は、小学校・中学校の始業式ですが、両日とも始業式を早やめるため、給食の提供をおこなう日にちを変えております。よって、共同調理場は197日の稼働日でございます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

学校給食
調理場所長

食物アレルギー対策専門部会報告書でございます。

まず、この報告書の裏面を見てもらってよろしいですか。このアレルギー専門部会員としまして、学校校長会の代表、学校医の代表の方、副校長会の代表、給食主任会とPTA連合会の代表、南多摩保健所、学識経験者として教育センター職員、第一調理場の栄養士、第二調理場の栄養教員及び各調理場の職員を入れた上で、専門部会を構成しております。この専門部会は、学校給食共同調理場運営委員会の下部組織の専門部会として、近年、食物アレルギー児の増加や食育に対する関心が高まり、食物アレルギー対応を更なる対応を求められており、立ち上げてございます。

この専門部会は、6回ほど開催しました。1・2回目に関しましては、食物

アレルギーの基礎知識を学び合い、専門部会員の共通認識を持つため開催しました。また、この専門部会員の中にアレルギー専門外来を開業している学校医の石垣先生がおられます。この先生のご指導も受けた次第でございます。3・4回目に関しましては、第一、第二調理場の施設を見学し、施設の実態を調べております。5・6回目におきましては、それぞれの部会員の意見をお話いただき、まとめている状況でございます。

お手元を見ていただき、お手元の報告書を見ていただき2枚めぐり、目次を見ていただきたいと思います。この報告書に関しましては、1章、2章、3章と、三つの構成をしております。

第1章は、「食物アレルギーについて」で、基礎的な考え方をお示ししています。第2章に関しましては食物アレルギー対応状況で、現在、稲城市で行っている食物アレルギー対応に関して記し、さらに稲城市立の学校給食共同調理場は2施設あり、この施設の概要を述べていきます。第3章に関しましては、「食物アレルギーの実態把握などについて」と題目としてアレルギー対応を改善できる対策をお示ししている状況でございます。

第1章から、概略を説明します。まず2枚目に食物アレルギーの主な症状はこのページの中程に表でまとめている状況でございます。3枚目に「食物アレルギーのある児童・生徒の状況調査」によるアレルゲンを人数の多いものから順番に16項目挙げさせてもらっております。

この章で一番注意をすることは5で、食物アレルギーのタイプの中で、即時型食物アレルギー、食べてから1時間、2時間以内に症状が出る場合と、4ページ目の、非即時型食物アレルギーの二つでございます。非即時型は食物摂取後1、2時間以降に症状が出ます。また、さらに1日、2日後ということもあります。同ページに食物依存性運動誘発アナフィラキシーは、運動することによって、症状を発症する場合もあることを列記されております。

第2章食物アレルギー対応状況では、5ページに現在行っている対応策の概要として、中程に列記してございます。7ページに進みますが、稲城市立学校給食調理場の施設第一、第二調理場の状況、運営状況を7ページから9ページに示しております。

今回の報告におきましては、10ページ、11ページがまとめております。現在のおこっている食物アレルギー対策の継続、2.アレルギー対応パンの一時解除が提案されております。アレルギー対応パンを食べる申請者はアレルゲンのないパンが通常の給食に出た時、変更できないシステムです。この制度を一時解除し、他の児童生徒と一緒にアレルゲンのないパンを喫食できるような体制を整えていく、いけるようにとの提案でございます。

また、3番目で、特定原材料（卵または小麦）を除いた献立作成をする。各月ごとに「卵を使用しない日」を定め、卵アレルギーの方が食べられる日、また、「小麦を使用しない日」と示した上で小麦アレルギーの方が食べられるようにできればという提案であります。

ただし書きですが、共同調理場は特定のアレルゲンを完全除去食はできません

ん。油などは前日に使っています。小麦粉などが残った部分がありますので、完全除去食はできないので、使用しない日とあらわした献立表におきましても、注意を明記するように提案されてございます。

4番目、牛乳代の免除・返還でございます。牛乳及び豆乳がアレルギーの方で飲めないと医師の診断書の提出をいただいた方には、早急に牛乳の代金を返還する。返還時期は学期末や年度末の対応で、まとめた上で返還できるように提案させております。

5番目ですが、保健カードの内容充実は、現在、稲城市で使用している保健カード等の内容を資料の後ろから2枚目のページの、「食物アレルギー 保育園・幼稚園・学校生活管理指導表」（参考様式1）項目を示してございます。各項目を保健カードの中に加え充実させ、食物アレルギーのある児童の実態を把握すべきと提案されております。学校と共同調理場が連携をとり、不足する栄養素を家庭で補給する方法など、指導助言できるような体制も構築していくべきであると報告書が出ておりますので、今回、報告させてもらっております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

それでは、最後に、生涯学習課長お願いいたします。

生涯学習課長 富永重芳氏から、平成23年12月27日に100万円、また、平成24年1月11日に200万円の寄附金の申し出がありました。これにつきまして、稲城市の寄附金検討委員会のほうにお諮りし、12月27日にお持ちいただいた100万円につきましては、至急検討していただきまして、28日に歳入を寄附金とさせていただきます。また、1月11日にお持ちいただきました200万円につきましては、1月16日に寄附金として歳入をさせていただきます。

この寄附金につきましては、両方とも富永氏の指定寄附金ということで、ふれあいの森の整備等に使用していただきたいということでいただいておりますので、これはまた来月になると思いますけども、補正予算を組みまして、その使用について検討した結果をご報告させていただきたいと思っております。

先程、行政報告の中で少し触れましたがこの寄附金のことにつきましては、ふれあいの森運営委員会のほうにお諮りしまして、こういった使い方をするかということにつきましてお話をさせていただき、こういったものを購入するかということをご多少検討していきたいと思っております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

それでは、10件の報告事項が終わりました。これより質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。

稲垣委員 第一小学校図面の4階平面図ですが、更衣室が音楽室・準備室に並んでありますが、これは何のための更衣室でありますか？

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 子どものための更衣室であります。男女20人程度のスペースをと考えています。広いスペースを取ればよいと思いますが、学校側でもその広さがあればといわれています。

稲垣委員 それと、もう一つ、気になるのは1階のパソコン室が南西に向いている図書室の隣にあります。パソコン室というのは割合どっちかというと日照を遮って、余り光が入ってこない方がいいのですけれど、その辺は他の教室との関係で、せっかく南西に向いているのだったら、日の当たるほうがよいような教室を持ってきた方がいいのではないかと、その辺のご検討をお願いしたいと思うのですが。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 このパソコン室と図書室を合わせて、情報を共有し媒体にかかわらず対応できるように考えております。

図書室を学校を中心にもってきてもらいたいと議会サイドからの要望がありましたので、配置しているようになっております。基本設計ですので、現状では、このような配置となっております。

稲垣委員 同じように、南山小の方も実施設計の方でも、ちょっと考えていただけたらと思うのですが、1階の学童クラブが南側に向いて、教室が中庭を挟んで北側になっているとか。

車椅子を使用する方がどの位いるか分かりませんが、松葉杖を使用する時に、スロープが非常に長いので、その辺も再検討していただけたらと思います。是非是非、改良を重ねてもらいたいと思います。

委員長 ありがとうございます。

城所委員。

城所委員 第一小学校の旧校舎の建て替え工事の関係で、子どもの導線を確保するという意味で、東門とプール側に入口があると思うのですが、三期校舎はそのままあるのですよね？子どもの導線はどういったかたちになりますか？

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 現実、子どもたちが正門と東門プールの脇にも1小は入口があるので、分散して登下校しております。

三期、四期工事の間に破線状のものがございしますが、ピロティのように上の部分がつながっている形で、下のところは通り抜けできるようになっています。正門から入った子供たちは、今の南西のところを通り抜けて校庭側の昇降口の方から校舎に入って、教室の方に入って行く。また、同様に来賓につきましても、裏側の玄関がありますが子ども達の昇降口に併設されところに、職員用の玄関を配置する。いったん校庭側に入って、様子が見られるような形で人が入ってくるという安全上のことと言えば、そんな形になっております。

城所委員 正門は今まで通りですか。

学校教育課長 現在のところはこのままでございしますが、エクステリアの部分については、実施設計もございしますので、若干位置をずらしたりする必要があるか等、詳細は検討してまいりたいと思います。

城所委員 ありがとうございます。

今回、この4階までのエレベーターはあくまでも配膳用ということですか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 通常の11人を運ぶもので、一般のエレベーターを予定しております。専用のダムウェーターの設置は考えていません。エレベーターは、車椅子の方も乗れるようなサイズですので、配膳の台車も使用できるようになっております。

委員長 他はいかがでしょうか。

城所委員 南山小学校の関係ですが、以前現地視察をしたときに、今お話の中で周りが法面に囲まれています。状況を見ますと寺や墓地が固定されてたりと宗教的な部分が周りにあるかと思いますが、ご配慮はどうなっていますか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 学校の設置を墓地の、例えば保健所の問題とかそういったこととかは問題はないのですが、今お話があった、宗教の部分ですが目に入るものが苦痛になることがあるかどうかは、教育上十分配慮していかなければならないかと思いますが、他の自治体の例でも墓地の隣の学校があると聞いております。

子どもたちの教育活動の中に強要するようなことが無い限り問題はないかと思いますが、指導室長の方から補足いただけたらと思います。

委員長 指導室長

指導室長 補足というほどのことではないですが、例えば、八王子市の浅川小学校にも横には大きな寺院があります。子供達は日常的に見えているところで、授業も行っております。私が在任期間にも特段、何の問題もありませんでした。

委員長 校舎の関係で、1小と南山小で、今、温水のプールシャワーが付くということですが、出来ることならば、付けられる状況であるならば、保健室の方にもシャワーを付けていただけたらと思います。小学校の方では特に、色々な部分で、保健室のシャワーがとても重要だと思います。

2点目として、南山小の学童クラブの隣に保健室・倉庫があつて、そのところの真ん中に教育と入っていますが、教育相談室なのでしょうか。他からみると相談室がとれているとはみることができないのですが、新しい学校の方に、色々な意味で隅っここの教育相談室ではなくて、それなりの教育相談がたくさん入っていくことがあると思いますので、そういうような状況であれば、もしこの場所が教育相談の部屋であるならば、考慮していただけたらと思います。

稲垣委員 ふれんど平尾の改修工事ですが、市民ホールがあつて、前の時には、子供を預かってもらえる談話室があつて小さいお子さんがいらした場合、講座に参加したりということがあつてと思いますが、その辺は今は子供を預かるというのは考えていないのでしょうか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 すみません、以前から子どもを預かるというのは、ちょっとやっていたかどうか。

稲垣委員 何か談話室のところで、畳やベットも置いてありまして。

学校教育課長 中央文化センターではございませんでしょうか。

稲垣委員 ふれんど平尾で。確かそうだと思います。

学校教育課長 認識不足ですみません。

今の施設のところでは、専用では設けている設計ではございません。

ただ、もしそういうご要望が多くあれば、今後運営協議会の方で話し合っていて、運営面で解決できるところではしていけたらと思います。

生涯学習課長 今後の、今松本課長が言ったように、考え方で整理していかなくではいけないのですが、2階以上の整備をしていきますと、社会教育エリア施設に、かな

り余裕が出来るとはずです。

その中で、運営協議会の中での希望もありまして、一室は和室的なもの縁側的な機能を設計の中では一室は必ず、和室を完璧に作るのではなく、和室に変換できるような畳を用意して今、稲垣委員が言われましたように、何か催し物があって、子供を預かっていけるようなボランティアの方がいれば、早めにご相談していただければその部屋を確保して実施できる。たぶん、十分広さとしてはあります。前向きに考えていきます。

稲垣委員 よろしくお願いたします。

委員長 城所委員。

城所委員 先程、指導室長のほうからお話がありました、児童生徒の学力向上を図るための調査結果ですが、いわゆる正答率の数字的には非常によくわかりまして、いわゆる強みはある程度の分析ができるのではないかなと思います。今後、これを教師、あるいは生徒、保護者の方へどういった形でフィードバックしていくのか。その辺をちょっとお聞かせいただきたい。

委員長 指導室長。

指導室長 まず、今日お示ししたのがご指摘のとおり、あくまで平均というところでの比較でございますので、各学校では、これを例えばいわゆる度数分布のような形でまとめて、例えばその平均であるけれども、いわゆる二こぶのように課題があるなどという場合には、すぐに底上げの指導をしなければいけませんし、その指導するためには、当然、その授業にどういう課題があったのかとか、また、家庭との連携のどういう問題があるのかというようなことをやはり即座に協議していかなければならないだろうというふうに思っているところでございます。

教育委員会といたしましては、公表は各学校に委ねるという形をとりたいというふうに思っておりますので、実際に指導主事などが各学校に回って、学校では、今、「授業改善推進プラン」というものを作ることを義務づけております。こういった調査を元に、直ぐにできること、また、中長期的に課題として改善していかなければならないこと、そういったところを具体的に公表し、保護者の方にもお知らせして、先生達の研修などの題材にも役立てるサイクルができておりますので、そういったものに即座にこれを活用していきたいというふうに思っているところでございます。

委員長 ありがとうございます。

指導室長 すみません、保護者あてということになりますけども、児童生徒にも個表が

この調査の場合には戻ってまいりますので、この個表に基づいて、それぞれのお子さんの学習面での課題などについては、それぞれのご家庭にはお返しできるというような形になるかと思えます。

城所委員 それは数字的な部分だけですか。コメントつきとか、そういうのではなく。

指導室長 数字的な部分でございます。

すみません、色々な変更点がありました。ことしからは、言葉の部分も少しつけ加えられております。

委員長 学校だよりで、結構皆さんが各学校で書いていることもあるのですが、全部ではまだないような感じがしますので、できることならお願いします。

委員長 それでは、質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。

(午前11時59分閉会)

以上のとおり次第を記録し、これを証するため署名する。

稲城市教育委員会委員長

稲城市教育委員会委員

全 員 協 議 会

平成24年1月31日

1. 教育行政報告質疑

稲垣委員 生涯学習課埋蔵文化財関係で平尾小の5年生が見学に行かれたということが、これは全て写真や何か映像にとって文化財を書類として残して、そしてあとはもう埋め込むわけか。他の学校でも希望があったらぜひこういう段階で見るということはめったにないことなので、お知らせいただけたらと思う。

生涯学習課長 これは区画整理事業組合が行っており、組合長さんと話して、平尾小の先生とこの組合の理事の方がよくお話をする方だったのでこういうことが実現できたものである。広く広報等でお知らせしてしまうとかなりの時間をとられてしまう。写真を撮り保存していくとわかっていただければいいですが、その遺跡そのものを保存すべきだろうというような話になってしまうと、区画整理事業そのものがとん挫してしまうということがある。組合としては難しい。地元の小学校の先生にお声をかけているところである。

城所委員 稲城のふれあいの森の関係では、本当に地域も学校も非常に関心の高い話題だと思うが、ふれあいの森の運営委員会が現地視察され、現状の中の課題・やらなくてはいけない部分をどう考えているのか。

生涯学習課長 地震の影響は余りなく、台風15号の影響があった。南外周路を通ると倒れかかっている木が3・4本あるので撤去していかなくてはいけない。専門業者をお願いし撤去する作業に入っている。その他に1年以上手がついていないので外周路等の整備、壊れているピザ釜等の整備につきましては、ふれあいの森運営委員会の中で行う。今年緊急雇用対策で2名の方を雇用していたため、草刈り等その中で行う。高齢者の方も使えるような、優しく歩けるように整備を今後行いふれあいの森運営委員会の中で一緒に作業していく。

城所委員 今後の一般開校あるいは開村作業の時期等々も含めて、予定どおり今年も使えるようにはなるのか。

生涯学習課長 3月の第二週に開村の作業をし、本来は3月21日、22日から使用できるようにしていたが、新年度からだというふうに現在考えている。ふれあいの森運営委員会のほうと相談をし、3月の後半又は4月なのかと決めていく。

委員長 21世紀枠で、高校生の春の大会野球で女満別高校の出場が決定しているが、義務教育ではないから何かということではないが、今までの流れの中で何かお考えがあるのか。

体育課長 女満別高校との交流につきましては、体育協会さんをはじめ団体の方がいますが、連絡が入り市の方でもおめでたいことなので、女満別高校のこの大会の激励の祝電を送ったという経緯がある。ぜひ頑張っていたきたいと思っている。

2. 今後の日程

- 2月 1日 市長と中学生の懇談会（教育長）
2日 私立幼稚園協会連合会講演会（教育長）
市長と小学生との懇談会が（教育長）
3日 地域教育懇談会ブロック連絡会（教育長）
6日 定例校長会（教育長）
7日 福祉文教委員会（教育長）
8日 稲教研研究発表会（全員）
9日 定例副校長会（教育長）
市庁舎の消防訓練（教育長）
東京都市町村の教育委員会連合会の研修会（全員）
16日 東京都教育長会幹事会・定例会（教育長）
17日 教育委員会の定例会（全員）
教育研究奨励校発表会・五中（全員）
- 3月 2日 定例校長会（教育長）
4日 J2サッカー開幕式（教育長）
9日 副校長会（教育長）
11日 平和コンサート（教育長）
19日 中学校卒業式（全員）
20日 東京駅伝（全員）
22日 小学校卒業式（全員）
23日 教育委員会定例会（全員）
25日 ふれんど平尾まつり（全員）
30日 教育委員会委員辞令交付式（委員長、教育長）

3. その他

学校教育課長 途中経過だが放射能の対応方針を稲城市で定め、ホットスポット、マイクロスポットの測定を子どもの施設、小学校、中学校で始めている。昨日からスタートし昨日の時点では、幸いにもまだどのようなところも数値が高いところはない。稲城市の基準は地上から1センチの高さで0.23マイクロシーベルト以上を清掃の対象としている。引き続き2週間の期間をかけ、全校各10カ所以上でいろいろな箇所を測定を進めていく。
状況が変わり次第、詳細については委員の皆様にご報告させていただきたい。

生涯学習課長 生涯学習課で、新しく文化財ノートが4種類できました。ご希望があれば、生涯学習課へお送りください。

(午前12時15分閉会)